

議 事 日 程

令和6年1月18日（木曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第3号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第8号）

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	今井信和	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	村雲修	保健福祉課長	安江修治
保健福祉課長	桂川のぞみ	診療所事務局長	安江輝彦
会計管理者	今井英樹		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局書記	居石浩之
---------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美道君）

ただいまから令和6年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、7番 樋口春市君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（今井美道君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第3、議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年1月18日提出、東白川村長。

1枚はねていただきます。

改め文でございます。

東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の1ページ目を御覧ください。右が現行でございます。左が改正案ということ

になっております。

第2条の特殊勤務手当の種類のところ、10号の自動車運転勤務手当の後に、11号の災害地派遣手当を設けます。その詳細につきましては、第13条のところですが、第12条の後に続くわけでございますけれども、災害地派遣手当、第13条。ここににつきましてちょっと読ませてもらいますが、災害地派遣手当は、異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、本村の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員に支給する。この場合において、支給対象となる地域及び期間は、村長がその都度定める。

2. 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,000円（業務に従事した時間が4時間未満の場合は、600円）とする。

3. 当該業務が夜間において行われた場合にあっては、前項に規定する額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

それから、支給方法の第14条ですが、これはもともとは第13条でございますけれども、第14条に繰り下げております。

本文にお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和6年1月15日から適用する。

この1月15日につきましては、この日から最初の派遣の者が行ったということ、それに合わせた遡及措置でございます。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

余震の残る中、災害地への復興支援ということで、この金額としては非常に低いなあ。特殊勤務手当としては1,000円と、4時間未満は600円ということですが、この根拠というものを教えてくださいたいと思いますが。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今回の災害地派遣手当に関する支給の1,000円の根拠でございますけれども、岐阜県内で現行、この規定を設けておるのが岐阜市のみでございます。岐阜市が1日当たり1,000円という設定をしております、あと、今回の災害派遣、近隣の町村でも災害派遣を予定しておられますけれども、そうした町村でも、岐阜市に倣ってこの金額、災害地派遣手当を設定される動きがございましたので、それに合わせて、当村でも1,000円という金額で条例を制定させていただきたいと思っております。

ます。以上です。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第4、議案第2号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

議案第2号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年1月18日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村手数料徴収条例（平成12年東白川村条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の改正でございますが、新旧対照表の説明の前に、今回の一部改正の要旨を説明させていただきます。

令和元年度の戸籍法の改正による運用が本年3月1日から開始されることに伴う手数料条例の一部改正です。先に、3月1日から運用が開始されます令和元年度の改正の概要を説明します。

1つ目は、公的な各種社会保障手続で戸籍の謄抄本の添付が省略できるようになります。具体的には、国民年金の第3号被保険者、配偶者の資格取得事務における婚姻届の確認などで省略できま

す。

2つ目は、戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出が省略できます。具体的には、婚姻届などで戸籍謄本の提出が省略できるようになります。

3つ目は、本籍地以外の市区町村で戸籍謄本が取れるようになります。具体的には、本人の戸籍謄本のほか本人以外の戸籍の謄本も、委任状の要らない直系の親族、父、母、子、孫などの戸籍謄本は取得できるようになります。

4つ目が今回の手数料条例の部分なのですが、オンライン申請をする場合などに利用可能な電子証明書提供用識別符号が発行されます。これが発行されることによりまして、具体的には、パスポート、旅券の申請などで利用できるようになるようです。

また、マイナポータルを使用する場合は手数料を徴収しないということですが、具体的に何に利用可能か、その範囲はこれからの検討課題となっているようです。以上が、令和元年度の戸籍法の改正です。

今回の手数料条例の一部改正は、この4番目について手数料を新設するものです。

新旧対照表を御覧ください。3ページからですが、3ページを飛ばしまして、4ページ。

1段目は戸籍の謄抄本の手数料1通につき450円。この部分は変わっておりませんが、事務の内容の下線部分につき訂正が行われております。

2段目の部分の記載事項証明交付手数料については変わりありません。

3段目のところに全挿入されておりますのが、先ほど申しました戸籍の電子証明書提供用識別符号交付手数料で、1件につき400円となっております。

4段目のところで除籍の謄抄本の交付手数料の750円は変わっておりません。

次のページへ行きまして、下線部分は文言が訂正されております。

5段目は訂正がありませんが、4段目が5段目に送られております。

6段目のところは除籍の電子証明書提供用識別符号交付手数料、1件につき700円が全挿入されております。

7段目は現行の5段目が送られておりまして、下線部分の文言の訂正が行われております。

8段目は現行の6段目が送られておりまして、下線部分が文言の訂正をされております。

以上が新旧対照表の内容ですが、紙の戸籍の謄抄本が450円を払って取得する場合に合わせて戸籍の電子証明書提供用識別符号番号を取得する場合には、こちらに新規で設定しました400円は払わなくて、450円で両方とも取得できるということです。

それでは、本文のほうへ戻っていただきまして、7ページです。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和6年3月1日から適用する。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第5、議案第3号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第3号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。令和5年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,846万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,340万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和6年1月18日提出、東白川村長。

2ページから3ページまでの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、4ページ、第2表 地方債補正から説明をさせていただきます。

第2表 地方債、地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法については変更前と変更後は同じでございますので省略をさせていただきます、変更点のみ説明をいたします。

起債の目的、公共事業等、変更前、限度額2,390万円、変更後、限度額2,600万円とします。以上でございます。

次に、6ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、8ページ、歳入からお願いを

します。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額131万9,000円の追加でございます。普通交付税で収支のバランスを取るためのものがございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額1,046万6,000円の追加。節のほうを御覧ください。1節の総務管理費補助金は754万円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。また、歳出のところで説明をさせていただきますけれども、低所得者の支援給付金事業に充当するものがございます。2節の戸籍住民基本台帳費補助金でございますが、292万6,000円の追加でございます。社会保障・税番号制度システム整備費の補助金でございます。

8目の土木費国庫補助金でございますが、458万1,000円の追加でございます。道路橋梁費補助金で、交通安全対策（通学路緊急対策）補助金でございます。

20款1項8目土木債でございます。補正額210万円の追加でございます。交通安全対策（通学路緊急対策）補助事業で210万円でございますが、これにつきましては、先ほどの国庫支出金のところの金額が満額いただけなかったということで、ここに起債を充てるものがございます。

次に、9ページ、歳出のほうを御覧ください。

3. 歳出。

2款3項2目住民情報処理費、補正額292万6,000円の追加でございます。委託料でございまして住民情報処理費でマイナンバーカード氏名ローマ字表記等システム改修委託料でございます。旧氏名及び振り仮名の記載に係る戸籍附票システムの改修委託料と振り仮名の仮登録に係る戸籍附票システムの改修委託料でございます。

次に、3款1項4目老人福祉費、補正額754万円の追加でございます。これは全額、国庫支出金となります。説明欄を御覧ください。最初に、【重点支援】低所得世帯支援給付金事業75万円の追加でございますが、これにつきましては、いわゆる住民税の均等割の非課税世帯を対象にしたものがございますが、8月に3万円、12月に7万円ということで給付をしております、今度はこの世帯の中で子育て世帯に対しまして子供1人当たり5万円を給付するものがございます。一応15人分ということで算定をさせてもらっております。その下の、名称としては同じなんです、低所得世帯支援給付金事業（均等割のみ課税世帯）ということで、今度は均等割のみ課税世帯に対しまして1世帯当たり10万円を支給するものがございますし、ここでも、やはりその世帯の中で子育てをしてみえる世帯に対しまして5万円加算をするものがございます。ですので、均等割のみ課税世帯でかつ子育て世帯につきましては、子供の人数が1人の場合、15万円が給付されるということになります。中身ですが、需用費、事務用消耗品で1万円。役務費は郵便料で3万円。システム対応委託料で100万円と、補助金のほうで575万円ということでございます。

次のページを御覧ください。

8款2項1目の道路橋梁維持費でございます。800万円の追加でございます。交通安全対策（通学路緊急対策）事業でございまして、工事請負費で木屋下線の道路改良工事の3期分ということで、

3期分を変更契約によって追加をするような形になりまして、一応予定では工事のほうは繰越しというようなことでございます。先ほど言いましたように国庫支出金458万1,000円がここに充てられております。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

先ほど説明がありました土木費の歳入との絡みですけれども、満額いただけなかったのという説明はありましたけれども、これは一般財源の部分も今回存在しているわけですけど、満額いただけたとした場合はどのような御予定だったのが、満額いただけなくてこの数字になっているかをもう少し説明いただければと思います。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

当初の金額に対して満額いただけなかったので、補正を要望して800万円つけていただいたというような内容でございます。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

字句及び数字等の整理について、お諮りをします。本臨時会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議

長に一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井美道君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員